

資料 4

大津湖南都市計画公園の変更について

(資料内訳)

- ・ 計画書
- ・ 理由書
- ・ 総括図
- ・ 計画図 和田公園 (変更前後)
中央公園 (変更前後)
- ・ 都市計画公園の決定に係る経緯及び今後の予定

(案)

大津湖南都市計画公園の計画書

(野洲市決定)

野洲市

令和6年 ●●月

大津湖南都市計画公園の変更（野洲市決定）

都市計画公園中、2・2・702号和田公園ほか1公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備考
	番 号	公園名			
街区 公園	2・2・702	和田公園	野洲市小篠原地先	約0.11ha	面積 変更
	2・2・710	中央公園	野洲市吉地地先	約0.36ha	新規

「区域は計画図表示のとおり」

理由

「別紙のとおり」

(案)

理由書

本市の都市公園は、16箇所、41.68haが開設済みで、人口一人当たりの面積は約8.2㎡となっている。うち市管轄の都市公園は14か所あり、すでに都市施設として活用されている。

市の最上位計画である野洲市総合計画において、取組方針として「都市公園の整備・維持管理の充実」を掲げている。

また、野洲市みどりの基本計画では、みどりの取組の施策の展開として、「公園施設の長寿命化計画の推進」を掲げるほか、令和6年3月には「野洲市公園施設長寿命化計画」を策定し、現状を維持する方針を立て、計画的かつ継続的な都市施設の維持・保全に努めることとしている。

あわせて、滋賀県が策定する「大津湖南都市計画区域マスタープラン」においても公園緑地は、日常的レクリエーション活動の場として不可欠な都市施設であり、誘致距離の短い街区公園や近隣公園など身近な公園の整備を急ぐ一方、拠点となる広域的な公園・緑地の整備を進めることとしている。

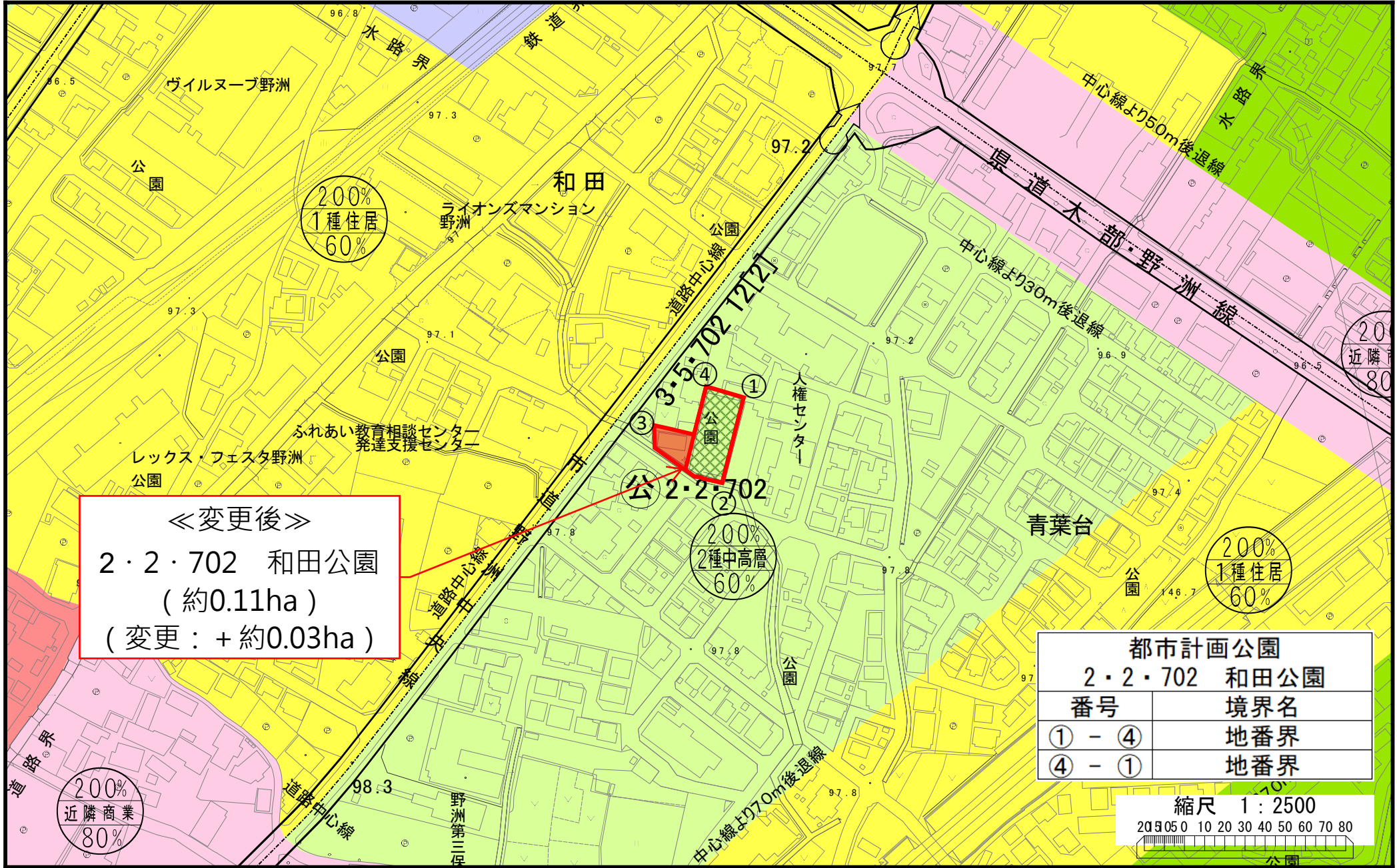
市の都市公園のうち、中央公園は都市公園として開設しているが、都市計画決定がされていない。

各計画を踏まえ、今後も都市施設として現存施設の適切な維持・管理や地域拠点としての整備を計画的に進めるため、都市計画決定を行う。

また、和田公園は今後、公園が有効的に活用できるよう計画範囲を増設し、再整備を進める。

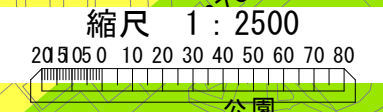
変更後

計画図



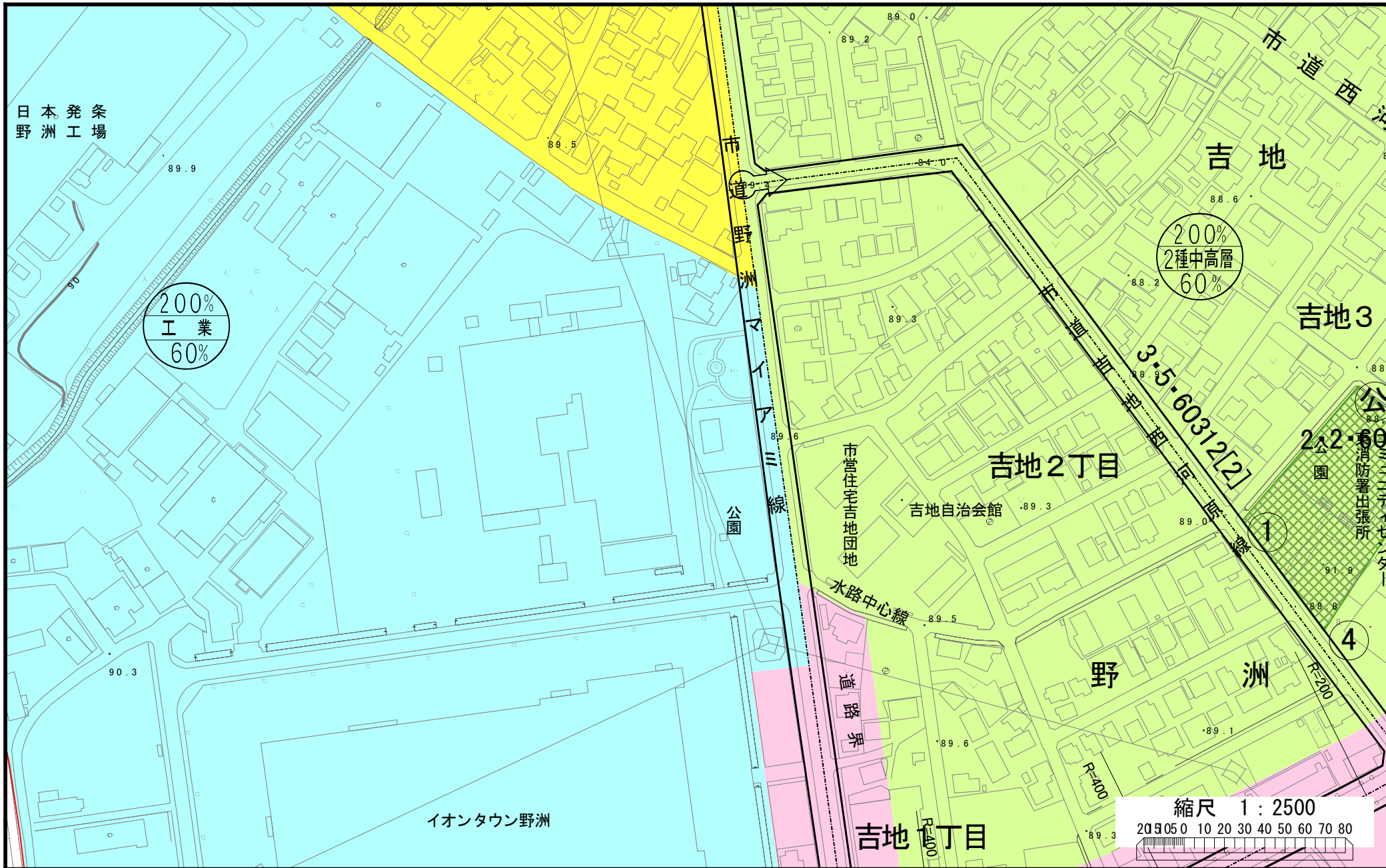
<<変更後>>
 2・2・702 和田公園
 (約0.11ha)
 (変更: +約0.03ha)

都市計画公園	
2・2・702 和田公園	
番号	境界名
① - ④	地番界
④ - ①	地番界



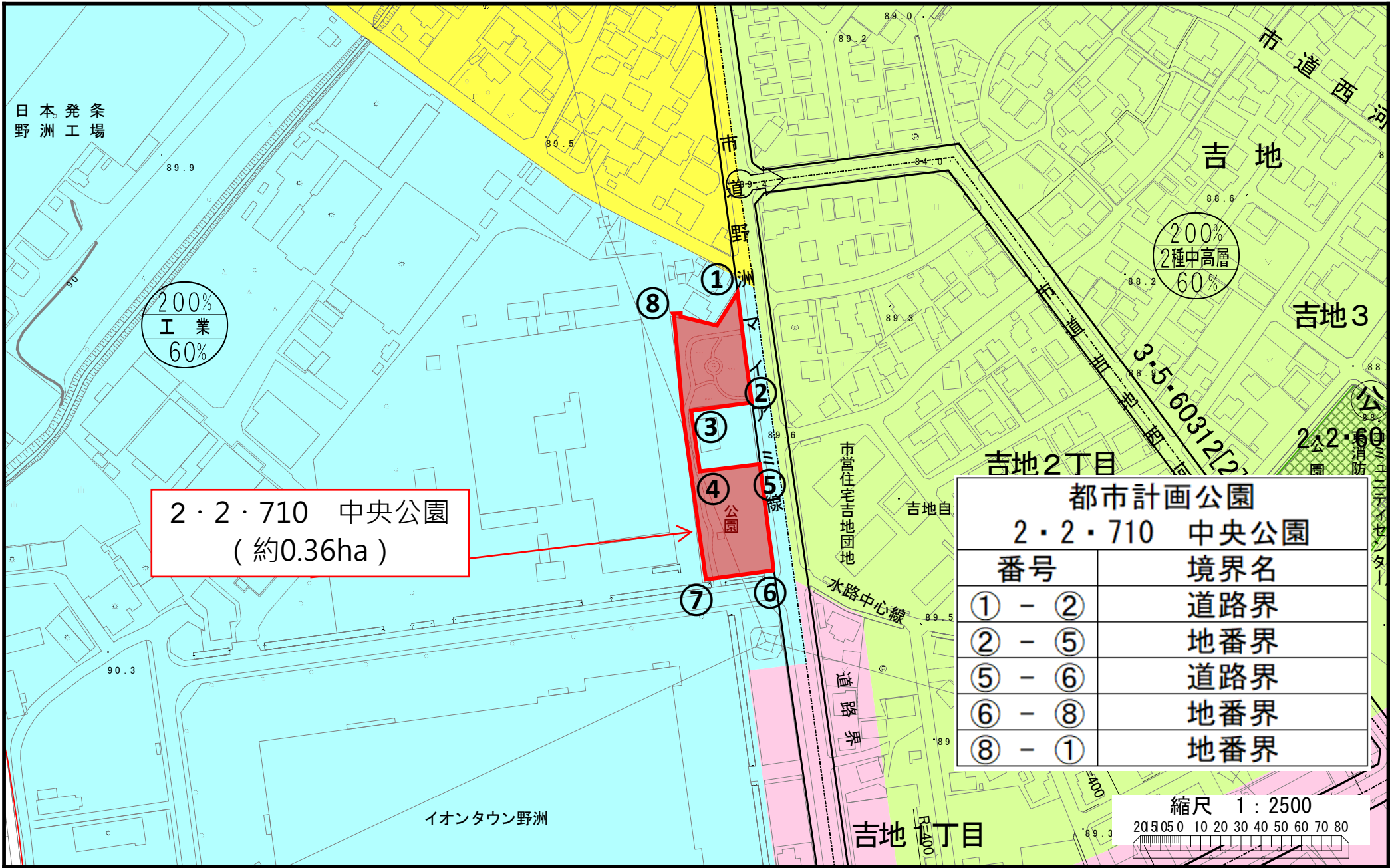
変更前

計画図



変更後

計画図



都市計画公園の決定に係る経緯及び今後の予定

事 項	時 期	備 考
滋賀県 下協議開始	令和5年12月	
滋賀県知事 事前協議開始	令和6年 1月	
滋賀県知事 事前協議回答	(回答までおおよそ3週間)	
野洲市公園施設長寿命化計画 策定	令和6年 3月	
都市計画・計画案の縦覧	令和6年 4月 (縦覧期間：2週間)	
野洲市都市計画審議会 (諮問・答申)	令和6年 5月下旬	
滋賀県知事 本協議開始	令和6年 6月	
都市計画決定 告示 (市)	令和6年 7月	

都市計画公園の決定後の予定

事 項	時 期	備 考
都市再生特別措置法に基づく都市計画事業認可 滋賀県 下協議開始	令和6年 7月	
都市再生特別措置法に基づく都市計画事業認可 滋賀県知事 協議書提出	令和6年 8月	
都市再生特別措置法に基づく都市計画事業認可 滋賀県知事 同意	令和6年 9月	
都市計画事業認可 告示 (県) 立地適正化計画の軽微変更 (市)	令和6年10月	